平成２２年（フ）第２０３６１号
東京都品川区南品川３丁目６番38号
債務者　株式会社田邊金属
代表者代表取締役　竹内　彌生
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　隆幸
4　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前11時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４８号
東京都立川市富士見町２丁目32番20号大隆ビル203号
債務者　有限会社はなまい
代表者取締役　茂木　捷子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩島のり子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９００号
埼玉県鳩ケ谷市南１丁目３番17号
債務者　有限会社熊井農機店
代表者清算人　熊井　政夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　破産債権の届出期間　平成23年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
釧路市新橋大通９丁目２番11号
債務者　株式会社ｉ．ａｍ
代表者代表取締役　佐藤伸一郎
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　俊之
4　破産債権の届出期間　平成23年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月４日午後４時
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０号
栃木県佐野市富岡町754番地５
債務者　株式会社山﨑
代表者代表取締役　山﨑　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須黒　延佳
4　破産債権の届出期間　平成23年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月４日午後２時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第３７７号
山口県下関市松屋上町１丁目１番10号
債務者　有限会社すみかわ
代表者代表取締役　澄川　隆史
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　弘彦
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月４日午後１時30分
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５６１号
最後の住所神戸市東灘区青木２丁目３番21―905号
債務者　被相続人岩谷尋仁相続財産
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２７３号
滋賀県東近江市中野町1197番地１
債務者　橘製作所こと　後藤　樹俊
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　美菜
4　破産債権の届出期間　平成23年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２８８号
滋賀県彦根市小泉町639番地11
債務者　髙山　信子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　大視
4　破産債権の届出期間　平成23年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５７３号
新潟市西区小針２丁目18番12号
債務者　山口　高男
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成23年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７８号
神戸市西区樫野台１丁目20番地の１
債務者　細目　直樹
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
鳥取県東伯郡三朝町大字大谷605番地
債務者　田中　一志
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　周平
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５４号
広島県三次市畠敷町1199番地６
債務者　折田　　聡
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
広島地方裁判所三次支部